

行方市産後ケア事業について

出産後は、心身ともに不安定になりやすい女性の、心身のケア、子育てを支える産後ケアが必要です。十分に休養し、自信を持って子育てができるように、育児支援を必要とする母子を対象に契約医療機関等で支援を受けることができます。

○利用できる方

行方市に住民票のある、産後 1 年未満のお母さんと赤ちゃんで、産後の身体的回復や心身の状態に不安がある方や育児に対する不安がある方など。

※ただし、医療行為の必要な方は利用できません。

※医療機関によっては、産後 4 か月未満の方が対象となります。

○利用方法と利用料

・宿泊型ケア ・日帰り型ケア ・居宅訪問型ケア あわせて原則 7 日以内

利用者は**無料**となります。

※利用料は産後ケアのみの料金なので、医療機関によっては、産後ケア利用に当たり、この他検査等の支払いが必要になることもございます。

○産後ケアの内容

- ・お母さんの健康管理や心身のケア
- ・授乳、乳房ケア、その他の母乳による育児の指導
- ・沐浴等の指導や育児相談 など



契約 医療機関等	宿泊型 ケア	日帰り型 ケア	居宅訪問型 ケア	利用料
富田産婦人科(石岡市)		○		無料 【※全額公費 負担】
山縣産婦人科(水戸市)	○	○		
小山記念病院(鹿嶋市)	○	○		
水戸赤十字病院(水戸市)	○	○		
土浦協同病院(土浦市)	○	○		
葉山産婦人科(鹿嶋市)	○			
白十字総合病院(神栖市)	○	○		
ひかり助産院(神栖市)			○	
産前産後ケア施設 AteLu(牛久市)	○	○		

○利用の流れ

令和 7 年 4 月 1 日現在

- (1) 利用を希望するときは、利用申請書の提出が必要となります。その際、保健師が面接し、お話を伺わせていただきます。
- (2) 申請内容を確認し、利用の可否を決定し申請者に通知します。
- (3) 利用可能の決定となった場合は、利用者の方から医療機関等へ連絡をしていただき、利用日程を決定していただきます。

☆詳細につきましては、下記へお問い合わせください。

〒311-1704

行方市山田 3282-10(行方市保健センター内)

行方市こども課こども家庭センター「どれみ」

電話:0291-32-8555